早稲田商学第 446 号
2 0 1 6 年 3 月

不正会計を行う経営者の動機

稲　葉　喜　子

1．はじめに

経営者は，我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準（GAAP：Generally Accepted Accounting Principles）に準拠して財務諸表を作成し，適正に表示する責任がある。しかしながら，過去から大企業による，いわゆる粉飾決算が度々発覚し問題となり，その度に対応策として新しい制度が設けられてきた。近年では，2009年 3 月期より内部統制報告制度が導入され，不正リスク対応基準が2014年 3 月期以降の上場企業の監査に適用されることとなった。それでもなお，「不適切な会計処理について」等の表題により，不正会計，不正経理，粉飾決算，ないしは虚偽記載等が発覚した事実について公表する上場会社が後を絶たず，2015年には，日本を代表する企業の 1 つである株式会社東芝が不適切な会計処理について公表し日本中に衝撃を与えた。

本研究では，企業自らが公表した呼称に関わらず，GAAP に反して利益を計上する経営者の会計処理行動を不正会計と定義する。不正会計が発覚した企業は，その影響度合い等によって上場する金融商品取引所より上場廃止等の処分を受け[(1)]，上場契約違約金を課され[(2)]，金融庁により課徴金を課される可能性がある[(3)]。そのような直接的な処分により被る不利益以外にも当該企業の株

価は下落し企業価値の毀損につながることも多い。以上のように，不正会計は企業に過大な負担を発生させるとともにレピュテーションの悪化も加わり，場合によっては企業の存続にも影響するかもしれない。また，経営者自身にとっても，民事訴訟の提起や刑事告発を受ける可能性もある。そのような多大なリスクがあるにもかかわらず，経営者なぜ不正会計に手を染めるのであろうか。

不正会計に関する特定の個別事例について分析した先行研究は内外に数多く存在する。また，GAAP の範囲内で行う利益調整（Earnings management）に関する研究は，米国を中心に集積されている。

しかし，日本企業の経営者の不正会計の動機について実証的に分析した研究はほとんど見当たらない。本研究の目的は，経営者の関与する不正会計を行った企業を対象として，その動機について開示内容を分析し明らかにすることである。

２．不正会計の概念

2.1　監査上の不正の概念

監査上の不正の概念は，不正リスク対応基準（企業会計審議会（2013））及び監査基準委員会報告書240（日本公認会計士協会（2011））において，監査人が財務諸表監査において対象とする重要な虚偽表示の原因となる不正を対象として，以下の通り整理されている。

財務諸表の虚偽表示を発生させるのは，不正又は誤謬である。不正と誤謬とは財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が意図的であるか否かにより区別され，不正は，「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う，経営者，取締役等，監査役等，従業員又は第三者による意図的な行為」と定義されている。

そして，不正を財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行う「不正な財務報告」（いわゆる粉飾）と，受取金の着服，物的資産の窃

盗又は知的資産の窃用，企業が提供を受けていない財・サービスに対する支払，企業の資産の私的な利用等の「資産の流用」に区分している。不正な財務報告は，経営者が利益調整を図ることを目的として行われる可能性があり，資産の流用は，偽装して隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。

資産の流用を目的とした不正であってもその隠蔽のために不正な財務報告につながることがある。

2.2　不正会計の定義

不正会計について画一的な定義はなく，それぞれの目的に応じて定義づけされている。例えば，COSO（2010）では，決算書や財務ディスクロージャーでの意図的な記述ミス，若しくは決算書や財務ディスクロージャーに直接的に大きな影響がある非合法的な犯罪であるとし，2002年に米国認定会計士協会（AICPA：American Institute of Certified Public Accountants）が公表した監査基準書（SAS：Statement on Auditing Standards）第99号「財務諸表監査における不正の検討」（AICPA（2002））では，決算書の大きな記述ミスを引き起こす意図的な行動と定義している。

Dechow and Skinner（2000）では，GAAP の範囲を逸脱した経営者の財務選択を不正会計と定義づけている。なお，須田他（2007）では，粉飾決算を，「特定の状況下にある企業の経営者が，GAAP に反する手続により利益を計上するプロセス」と定義しているが，粉飾決算は会計不正（Accounting irregularities）や虚偽報告（Fraudulent financial reporting）とも称される（Mulford and Comiskey（2002））。すなわち，粉飾決算は不正会計と同義で使われていると考えられる。

2.3　不正会計と利益調整

不正会計と近い概念として，利益調整（Earnings management）や会計操作（Earnings manipulation）という用語がある。

Dechow and Skinner（2000）は，GAAP の範囲内において経営者がある意図をもって裁量的な財務選択を行うことを利益調整と定義し，保守的会計・中立的会計・積極的会計の 3 つに区分した。首藤（2010）は，利益調整を，何らかの特定の目的を達成するために，経営者によって行われる会計数値を対象とした裁量行動であり，GAAP の範囲内で行われる裁量的な会計行動として定義し，粉飾決算や不正会計とは異なるとしている。

須田他（2007）は，利益調整は合法的な経済行為であり，一般的に「経営者が，会計上の見積と判断及び会計方針の選択などを通じて，GAAP の枠内で当期の利益を裁量的に測定するプロセス」として理解されている，とする。そして，利益調整を①守備的な利益調整（conservative earnings management），②攻撃的な利益調整（aggressive earnings management），③適度の利益調整（moderate earnings management）の 3 つに区分する。このうち，②攻撃的な利益調整を会計操作（Earnings manipulation）と称し，「特定の状況下にある企業の経営者が GAAP の枠内で行ったきわめて意図的な利益増加型の利益調整」として定義し，攻撃的利益調整は利益調整の一部であるが，むしろ粉飾決算に近い利益調整として位置付けている。

すなわち，Dechow and Skinner（2000），首藤（2010），須田他（2007）のいずれの定義に従っても，利益調整と不正会計の相違は，GAAP の範囲内で行われる場合であれば利益調整であり，GAAP の範囲を逸脱して行われる場合には不正会計ということになる。

本研究では経営者の裁量的な財務行動の中で，GAAP の範囲を逸脱したものを不正会計として分析の対象とする。

3．不正会計の動機

不正が起こる要因についての研究には，米国の犯罪心理学者 Donald Cressy の提唱した「不正のトライアングル」と呼ばれるフレームワークが多く利用されている[4]。不正犯罪の多くの事例を調査した結果，不正の発生には（1）不正を実行する「動機・プレッシャー」，（2）不正を実行する「機会」，（3）不正行為に対する「姿勢・正当化」の３つの共通要因があるとされる。このような，不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況，不正を実行する機会を与える事象や状況，又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況を不正リスク要因という。

SAS 第99号においても，不正のトライアングルに基づき３つの不正リスク要因について分析し，そのうち不正を実行する動機・プレッシャーとして以下の４つの要素を具体的に例示している。

⑴　財務の安定性や収益性が経済や業界環境，組織の運営状況などにより脅かされている。例として大幅赤字による倒産の危機や，利益を計上しているにもかかわらず営業キャッシュ・フローがマイナスの状況等が示されている。

⑵　第三者の期待に応えるといった強いプレッシャーが経営層に存在する。これには追加的な債券や株式への発行ニーズが存在する状況等が例示されている。

⑶　経営陣やガバナンス担当者の個人的な財務状況が組織の業績により影響されるという情報がある。例として株式に連動した報酬や組織の負債に対する個人保証等が示されている。

⑷　売上や利益目標などの財務ターゲットを達成するという強いプレッシャーが経営陣や担当者に存在する状況が示されている。

この不正リスク要因の考え方は，国際監査基準（ISA：International Standard on Auditing）240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」（IFAC（2009））において整理が図られ，日本の監査基準委員会報告書240にも導入されている。

ISA240及び監査基準委員会報告書240において，不正を実行する動機・プレッシャーに関しては，SAS 第99号と同様に以下の4つの区分で示され，個々の内容についてもほとんど相違はない。

⑴　財務的安定性又は収益性が一般的経済状況・業界・企業の事業環境により脅かされている。これには，経営破綻・担保権の実行または敵対的買収を招く原因となる営業損失が存在する状況や，営業活動によるキャッシュ・フローが経常的にマイナス，又は営業活動からキャッシュ・フローを生み出すことができない等の状況が示されている。

⑵　経営者が第三者の期待又は要求に応えなければならない過大なプレッシャーを受けている。これには，アナリスト・投資家・大口債権者等が企業の収益力や継続的成長について過度の又は非現実的な期待をもっている状況，競争力維持のために追加的な借入やエクイティ・ファイナンスを必要としている状況，及び取引所の上場基準，債務の返済又はその他の借入に係る財務制限条項に十分に対応できない状況などが示されている。

⑶　企業の業績が，経営者や監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性がある。これには，経営者又は監査役等が企業と重要な経済的利害関係を有している状況，経営者等の報酬の大部分が株価，経営成績，財政状態又はキャッシュ・フローに関する目標に左右される賞与やストックオプションなどで構成されている状況などが示されている。

⑷　経営者や営業担当者が売上や利益目標などの財務ターゲットを達成する

という強いプレッシャーを受けている。

4．先行研究

直接不正会計を対象として動機について調査を実施した研究としては，Dechow et al.（1996），AICPA（2000），COSO（2010）がある。

Dechow et al.（1996）は，1982年から1992年に公表された，会計と監査に関する執行措置通牒（AAER：Accounting and Auditing Enforcement Release）(5)により，不正会計の動機を調査した。その結果，「有価証券を有利に発行する」という動機が最多であり，次いで「1株当たり利益の連続増加を目指す」「利益連動型ボーナス制度のため」の順となっていた。不正会計は，契約の履行と有利な資金調達を意図したものであった。さらに財務データの追加により，92社のサンプル企業と同業種，同規模のコントロール企業を選別し，不正会計企業の資金調達に対するニーズはコントロール企業より有意に大きく，不正会計企業が財務制限条項に抵触する確率はコントロール企業より有意に高いという結論を得た。

2000年8月に公表されたAICPA公共監視委員会（POB：Public Oversight Board）の「監査の有効性に関するパネル報告書」（AICPA（2000））では，1997年1月1日から1999年12月31日の間に発覚した不正会計38件を調査した。その結果，（a）アナリストの利益目標を満たす，（b）会社の利益目標を達成する，（c）追加的な資金の調達，（d）デットファイナンスで契約した財務制限条項を守る，（e）株式の新規公開に向けて良好な経営成績を示す，（f）ボーナス又はストックオプションを得ることが動機であった。

COSO（2010）では，1998年から2007年の10年間に不正な有価証券報告書に関して米国SECによって調査を受けた347件のAAERの事例を対象として調査し，動機・プレッシャーとして挙げられたのは，（a）アナリストなどからの収益期待に応えるため，（b）内部的な財務目標を達成するため，又は会社を

良く見せるため，(c) 財務的な悪化を隠すため，(d) 株価を吊り上げるため，(e) 株式や債券の発行条件を良くするため，(f) 経営者がボーナス増加や株式価値向上を狙うため，(g) 資産の横領などを隠すため，という結果であった。

日本の研究では，日本公認会計士協会（2010）において，平成17年から平成22年までに不正会計を公表した上場企業30社について個別に事例分析を行い，その一端として不正の発生要因にも言及している。

5．リサーチクエスチョン

AICPA（2000）及び COSO（2010）は，米国での不正事例からその動機を調査している。日本の不正事例において，その動機は米国と相違があるのかどうかについて，以下の観点から考察する。

⑴　利益・収益ベンチマークの達成

SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240において，第三者の期待に応える，あるいは売上や利益目標などの財務ターゲットを達成するという強いプレッシャーの存在が動機・プレッシャーとして挙げられている。AICPA（2000）及び COSO（2010）における米国の事例でも，アナリストの収益期待や利益目標を満たすこと及び会社の利益目標や財務目標の達成が不正会計の動機であった。日本の不正事例においても同様の動機があるのかどうかについて調査する。

⑵　財政状態及び経営成績

企業は財政状態や経営成績が悪化すると財務制限条項への抵触の恐れが生じ，その程度が著しい場合には上場廃止基準への抵触や倒産の危機につながる。須田他（2007）は粉飾決算を行う企業について「特定の状況下にある企業」であるとし，倒産に至るような経営状態の悪化している企業を例示して

いる。SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告240においても財務の安定性や収益性が脅かされることを動機・プレッシャーとして挙げている。米国の不正会計事例においては，AICPA（2000）では財務制限条項への抵触回避のため，COSO（2010）では財務的な悪化を隠すためという動機が挙げられている。日本の事例でも同様の動機があるのかどうかについて調査する。

⑶ 資金調達

SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告240では追加的な債券や株式への発行ニーズが存在する状況を不正会計の動機・プレッシャーとして例示している。Dechow et al.（1996）においても不正会計企業の資金調達に対するニーズはコントロール企業より有意に大きいという結果であった。さらに，AICPA（2000）及び COSO（2010）においても有利な資金調達が動機として挙げられている。日本の事例でも同様の動機があるのかどうかについて調査する。

⑷ その他の動機

SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告240において，業績連動賞与やストックオプション等は不正会計の動機・プレッシャーとして挙げられている。AICPA（2000）及び COSO（2010）では，経営者がボーナス又はストックオプションを得ることも不正会計の動機であった。

須田他（2007）は粉飾決算を行う企業について「特定の状況下にある企業」であるとし，株式公開（IPO）を控えた企業もその１つとして例示されている。また，AICPA（2000）において，IPO に向けて良好な経営成績を残すことは不正会計の動機とされている。

さらに，COSO（2010）においては，資産の横領を隠すという動機も存在した。

以上のような動機が日本の不正会計事例でもあてはまるかどうかについて調査する。

6．リサーチ・デザイン

6.1　サンプル企業

上場会社の運営，業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって，投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事項が発生した場合，上場会社は直ちにその内容を開示しなければならない（適時開示）[(6)]。

2015年８月末までに適時開示により不正会計を公表した上場企業をeolの企業情報データベースにより「不正」「不適切」「虚偽」「粉飾」等によるキーワード検索を行い497件を抽出し，開示内容により企業の財務報告に直接影響しないケースと誤謬に該当することが明確であるケースを除外し，併せて金融商品取引所及び証券取引等監視委員会のホームページで公表されている処分事例により不正会計に該当するケースを補完した。この結果238件が残された。さらに，その中で取締役以上が関与しているケースを開示内容により選別した結果，98のサンプルが選定された。

サンプルの業種別内訳は，図表１の通りである。

情報・通信業が最も多く，以下，サービス業，小売業，卸売業，電気機器と続く。サンプル企業に占める情報・通信業の割合20.4％は，2015年12月末の全上場企業数（3,635社）に占める情報・通信業に属する上場企業数（382社）の割合10.5％の倍近い水準である[(7)]。情報・通信業では，その事業の対象物が無形資産であることから，外部からその内容や実在性を確認することは困難であること，資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること，さらに技術環境の変化が著しく多額の損失が発生しやすいということから，他の業種に比べて不正会計が実行されている可能性がある。

サンプル企業の上場市場は，新興市場[(8)]が63社（64.2％）である。これは，

図表１　サンプル企業の業種別内訳

業種	社数（社）	割合
情報・通信	20	20.4%
サービス	16	16.3%
小売	10	10.2%
卸売	10	10.2%
電気機器	8	8.2%
建設	7	7.1%
機械	5	5.1%
不動産	4	4.1%
その他	18	18.4%
合計	98	100.0%

（出所：eol 社の企業情報データベースによる東証業種区分を集計して作成）

2015年12月末の新興市場上場企業数（1,056社）が全上場企業数（3,635社）に占める割合29.1％の倍以上の水準であり[(9)]，新興市場上場企業の方が，本則市場上場企業より不正会計が実行されている可能性がある。これは，新興市場上場企業の方が，企業規模が小さい傾向にあり，そのため役員間の役割分担や牽制機能も相対的に弱くガバナンスも成長途上である企業が多いということが影響していると考えられる。

サンプル企業のうち，不正会計が開始された当時の監査人は，大手監査法人[(10)]である企業が45社（45.9％）であった。全上場企業に占める大手監査法人のシェアは約70％である[(11)]ことから，サンプル企業に占める大手監査法人のシェアは上場企業全体と比べかなり低いといえる。

不正会計発覚後に経営破綻に至った企業は14社（14.3％），上場廃止に至った企業は34社（34.7％），被合併又は完全子会社となった企業は７社（7.1％）であった。

不正会計が開始された決算年度は，1996年９月期から2015年３月期であり，その内訳は図表２の通りである。

図表２　不正会計の開始時期

開始年度	社数（社）	割合
2000年２月期以前	3	3.1%
2000年３月期－2003年２月期	14	14.3%
2003年３月期－2006年２月期	19	19.4%
2006年３月期－2009年２月期	29	29.6%
2009年３月期－2012年２月期	22	22.4%
2012年３月期以降	11	11.2%
合計	98	100%

（出所：サンプル企業の開示内容を分析し集計して作成）

不正会計の継続期間は，98社の平均で4.1年であり，最長では16年であった。

6.2　分析手法

サンプル企業が不正会計について公表した適時開示による開示内容，社内調査報告書，第三者委員会報告書等の記載内容を確認し，記載されている動機について分析し集計を行う。

７．分析結果

サンプル企業の不正会計の動機に関する開示内容の分析結果は，以下の図表３の通りである。なお，サンプル企業は98社であるが，複数の動機を記載しているケースがあるため合計数は98社を超えている。

図表３　不正会計の動機に関する開示内容

動機	社数	比率
予算・目標達成圧力	23	23.5%
赤字回避・損失回避・利益計上のため	16	16.3%
事業拡大・売上優先・売上・利益拡大	13	13.3%
（自己や取引先などへの）資金流出・不正・損失の隠蔽	11	11.2%
IPO のため	8	8.2%
債務超過回避	8	8.2%
資金調達のため	8	8.2%
株価の維持・上昇ため	3	3.1%
売上維持・減益回避	3	3.1%
倒産回避・上場維持	3	3.1%
不明（動機について開示されていない）	17	17.3%
その他	2	2.0%

（出所：サンプル企業の開示内容を分析し集計して作成）
（注）比率はサンプル企業合計98社に対して記載した企業が何社あるかを示している。

⑴　利益・収益ベンチマークの達成

売上・利益目標などの財務ターゲット達成のプレッシャーを挙げた企業が最も多く23社（23.5％）であった。SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240の例示，あるいは AICPA（2000）及び COSO（2010）における米国の事例と大きな相違はなかった。ただし，サンプル企業においてアナリスト予想や期待等に応えることを動機として明示している企業は見当たらず，その点については米国の事例と異なっていた。

⑵　財政状態及び経営成績

財務の悪化や業績の悪化に伴い，赤字回避・損失回避（16社・16.3％）や債務超過回避（８社・8.2％）が不正会計の動機であったという開示を行っ

た企業は一定数存在した。また，財政状態悪化による倒産回避や上場維持を動機とした企業も3社（3.1%）存在した。SAS第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240の例示の通り，日本の企業においても財務の安定性や収益性が脅かされることは，不正会計の動機となることが明らかとなり，米国の事例と相違はなかった。

⑶ 資金調達

資金調達を有利に行うという動機を記載した企業は8社（8.2%）であった。SAS第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240の例示の通り，日本の企業においても追加的な資金調達ニーズは不正会計の動機となることが明らかとなり，米国の事例と相違はなかった。

⑷ その他の動機

不正会計の動機として株価に言及しているケースは3社（3.1%）存在したが，株価に連動する報酬や利益連動型賞与を動機として記載している企業は見当たらなかった。この点は米国の不正会計事例と相違しているが，日本企業では利益連動型経営者報酬制度は普及しているとはいえない（辻(2015)）ことがその一因であると考えられる。

また，IPOのためという動機は8社（8.2%）存在し，この点は米国の事例と相違はなかった。

なお，不正や損失の隠蔽を不正会計の動機として開示した企業は11社（11.2%）存在し，COSO（2010）と同様の結果となった。

8．結論及び今後の課題

本研究では，不正会計を行った企業の経営者の動機を分析した。その結果，SAS第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240で例示されている通り，第

三者の期待に応える，あるいは売上や利益目標などの財務ターゲットを達成するという強いプレッシャーの存在は日本においても不正会計の動機として最も多いことが判明した。ただし，サンプル企業においてアナリスト予想や期待等に応えることを動機として明示している企業は見当たらず，その点は米国の事例と異なっていた。

また，企業は財政状態や経営成績が悪化すると財務制限条項への抵触の恐れが生じ，その程度が著しい場合には上場廃止基準への抵触や倒産の危機となる。財務の悪化や業績の悪化に伴い，赤字回避・損失回避や債務超過回避が不正会計の動機であったという開示を行った企業は一定数存在し，財政状態悪化による倒産回避や上場維持を動機とした企業も存在した。SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240の例示の通り，財務の安定性や収益性が脅かされることは，不正会計の動機となり，米国の不正会計事例とも相違はなかった。

不正会計の動機として資金調達を有利に行うことを開示した企業は8.2％であり，SAS 第99号，ISA240及び監査基準委員会報告書240の例示の通り，追加的な資金調達ニーズは不正会計の動機となり，米国の事例とも相違はなかった。

その他には株式公開（IPO）のためという動機と，不正・損失の隠蔽を不正会計の動機として開示した企業が存在した。この点に関しては米国の事例と相違はなかった。しかし株価に連動する報酬や利益連動型賞与を動機として記載している企業は見当たらなかった。この点は米国の不正会計事例と相違しているが，日本企業では利益連動型経営者報酬制度は普及しているとはいえない（辻（2015））ことがその一因となっていると考えられる。

本研究の分析上の問題及び今後の課題として，以下の事項を認識している。

本研究は，不正会計を行った企業の動機について開示内容の分析に留まっており，98社のうち17社については動機についての記載がなかったため，財務データの追加による，より深度ある統計的な分析が必要である。また，米国の

不正事例による動機との相違点，すなわち日本の不正会計事例ではアナリスト予想や期待への言及がなかったという点と株価に連動する報酬や利益連動型賞与を動機として記載している企業は見当たらなかった点に関して，なぜ相違が生じているのかに関しては更なる分析が必要である。

注(1) 東京証券取引所の上場廃止基準の項目として，「有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって，直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」が規定されている。（有価証券上場規程第601条第１項第11号，第501条第１項第２号）

(2) 東京証券取引所の場合，上場会社が取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと取引所が認めるときは，当該上場会社に対して，上場契約違約金の支払いを求めることができると規定されている。（有価証券上場規程第509条）

(3) 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した場合には，内閣総理大臣は審判手続を経て発行者に対して課徴金を国庫に納付することを命じなければばならない。（金融商品取引法第172条の４）

(4) 不正のトライアングルについては，Association of Certified Fraud Examiners, ACFE の web-saite で説明されている。http://www.acfe.com/fraud-triangle.aspx

(5) 米国の証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）は，企業が証券取引法に違反して粉飾決算を行った場合には，当該企業を摘発・処罰し，その詳細をAAERで公表する。

(6) 東京証券取引所の場合，「当該上場会社の運営，業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって，投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事項が発生した場合，直ちにその内容を開示しなければならない。」（有価証券上場規程第402条第２号）

(7) 各金融商品取引所の公表する2015年末の上場企業数を集計した。

(8) 本研究ではJASDAQ，マザーズ，ヘラクレス，アンビシャス，セントレックス，Q-boardを新興市場としている。

(9) 各金融商品取引所の公表する2015年末の上場企業数を集計した。

(10) ここでは，海外のBig4と提携している新日本，あずさ，トーマツ，あらたの各監査法人及びその前身である監査法人を大手監査法人と取り扱っている。

(11) 大手監査法人が2015年12月末現在でウェブサイトで公表しているクライアント数をもとに集計した。

［参考文献］

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (2000), Public Oversight Board, The Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations, AICPA. 山浦久司監訳，児島隆・小澤康裕共訳（2001），『公認会計士監査―米国POB：現状分析と公益性向上のための勧告―』白桃書房

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (2002), Statement on Auditing Standards No. 99 (SAS No. 99), *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*.

COSO (2010), Fraudulent Financial Reporting 1998-2007, An Analysis of U.S. Public Companies, The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

Dechow, P. M. and D. J. Skinner (2000), Earnings management: Reconciling the Views of Accounting Academics, Practitioners, and Regulators, *Accounting Horizons* 14-2, 235-250

Dechow, P., R. G. Sloan and A. P. Sweeny (1996), Causes and Consequences of Earnings Manipulation: An Analysis of Firms Subject to Enforcement Actions by SEC, *Contemporary Accounting Research* 13-1, 1-36

International Federation of Accountants (IFAC) (2009), International Standard on Auditing (ISA) 240, *The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial*, December 2009

Mulford, C. W. and E. E. Comiskey (2002), *The Financial Numbers Game*, John Wiley & Sons, Inc

企業会計審議会（2013）「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」（平成25年３月13日）

公認不正検査士協会 Association of Certified Fraud Examiners, ACFE（2014）「職業上の不正と乱用に関する国民への報告書　2014年度版」（2014 ACFE REPORT TO THE NATION ON OCCUPATIONAL FRAUD&ABUSE）

須田一幸・山本達司・乙政正太（2007）『会計操作―その実態と識別法，株価への影響』ダイヤモンド社

首藤昭信（2010）『日本企業の利益調整―理論と実証』中央経済社

辻　正雄（2015）『会計基準と経営者行動―会計政策の理論と実証分析』中央経済社

日本公認会計士協会（2010）経営研究調査会研究報告第40号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」（平成22年４月13日）

日本公認会計士協会（2011）監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」（平成23年12月22日）

日本公認会計士協会（2013）「監査業務と不正等に関する実態調査」（平成26年５月23日）